

London

New York

Tokyo

# IFRSに向けた企業年金対応

～IAS第19号における退職後給付にフォーカスして～

## はじめに

---

2000年に退職給付会計が導入され、2001～2002年には確定拠出年金・確定給付企業年金制度がスタートし、日本の企業年金制度は大きな過渡期を迎えています。

2010年3月には国際会計財務基準(IFRS)のコンバージェンスに向けた**日本基準の公開草案**が公表されました。

更に、**IFRS本体**でも新たなルールが策定され、2010年4月に公開草案が公表されています。

本資料では**IAS第19号**※「従業員給付」の中から「**退職後給付**」にフォーカスし、IFRSの方向感を踏まえながら、日本基準そして、日本が国際会計基準の模範としてきた米国基準の方向性を検討し、現状考えられる企業年金のIFRS対策を記載いたします。

### 【ご注意事項】

本紙は2010年7月現在の情報をもとに作成しており、今後、内容が変化していくことをお含みおきください。また、IFRS本体という記載はIFRS本部(IASB/国際会計基準審議会/英国)を指しています。

本紙は企業年金に関する新しい会計基準の内容(方向感)を整理・ご説明するために記載しているものであり、弊社の商品あるいは企業年金制度、会計方針等を個別具体的に推奨するものではありません。 会計に関するご相談は専門の会計士等にお願いいたします。

※IAS (International Accounting Standards)第19号とはIFRSにおける「従業員給付」をいいます。日本の退職給付会計はIAS19号を参考に制定されています。

# 目次

---

最近公表された主要なIFRS関連情報	P.4
日本の会計基準の導入経緯	P.5
日米欧の会計基準の比較	P.6～P.7
日本の会計基準の方向性	P.8
日米欧全体の会計基準の方向性	P.9
日本基準とIFRS基準の差異(考察ポイント)	P.10～12
現状考えられるIFRS主要対策(退職後給付に関して)	P.13
現状考えられるIFRS主要対策(一般事項)	P.14
<b>【資料編/ご参考】</b>	
日本基準公開草案の概要	P.16
日本基準公開草案より 即時認識について	P.17～18
IFRS公開草案の概要	P.19

## 最近公表されたIFRS関連情報

下表のとおり、関係省庁・審議会(委員会)等から様々なIFRS関連情報が公表されています。

公表主体	公表日	公表内容
ASBJ(企業会計基準委員会/日本)	2010.3.18	<b>退職給付会計の見直し(公開草案)</b> 【正式名称】企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関わる会計基準(案)、企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」
金融庁	2010.4.23	国際会計基準(IFRS)に関する誤解
東京証券取引所	2010.4.27	「四半期決算に係る適時開示の見直し、IFRS任意適用を踏まえた上場制度の整備について」
IASB(国際会計基準審議会/英国)	2010.4.29	<b>確定給付制度～IAS第19号の改訂案～(公開草案)</b>

日本基準は3月18日に公開草案が公表され、IFRS本体は4月29日に公開草案を公表しています。

# 日本での退職給付会計基準の導入経緯

IFRSのコンバージェンス・アダプションとは何か、これまでの日本の退職給付会計の導入経緯と米国・欧州(英国・オランダ)が現在進もうとしている方向感を把握したいと思います。

## 日本の退職給付会計導入の経緯と方向感の把握

日本の退職給付会計はまさにIFRSに準拠するかたちで2000年にスタートしています。

米国で生まれたPBOの概念を参考に、国際基準、日本基準とも同じ概念をそれぞれ検討していましたが、期間帰属については当時設定中のIAS19を参考に日本は「**期間定額基準**」を原則的な方法として採用しています。

また「**重要性基準**」についても米国の**コリドールール**をならって採用されていると言われており、重要性基準はコリドールールとセットで方向感を見ていく必要があると言えます。

<b>【日本】</b> 重要性基準	割引率変更にあたり前期末と当期末のPBOが10%未満の変動であれば、割引率を変更することを要さない日本独特のオプションルール。
<b>【米国】</b> コリドールール(コリドーアプローチ/回廊方式などの呼称もあり)	未認識数理計算上の差異の累計額が確定給付制度債務又は制度資産の10%を超過した場合に、超過した部分についてのみ、費用処理するというIAS19号上のオプションルール。(10%以内であれば費用認識する必要がない。)

# 日米欧の会計基準の比較①

## IFRS・米国・日本基準の特徴

IFRS、米国基準、日本基準の特徴はおよそ次表のとおりです。特に次のポイントに留意し表をご覧ください。

- ①IFRS本体は米国基準を全て容認している訳ではない。英国基準がそもそものスタンダードとなっている。(欧州でもオランダは国家政策としてIFRS基準を採用しない方向性もある。)
- ②日本は東京合意にてIFRS本体とコンバージェンスに向け既に合意を済ませている。
- ③一方で、日本基準は米国基準を範として制定された経緯があり、IFRSへのコンバージェンスにより、ねじれが生じはじめている。
- ④米国の任意適用時期は見送りとなった。対して日本は2010年3月から任意適用が可能。

	IFRS	米国基準	日本基準
検討母体	IASB(国際会計基準審議会)	FASB(財務会計基準審議会)	ASBJ(企業会計基準委員会)
プロジェクト計画	会計基準・指針等は2011年第一四半期に公表予定	—	ステップ1とステップ2に分けて公表(詳細はP. 8に記載しております)
任意適用	—	2009年12月期から予定されていた早期適用について見送り	2010年3月より可能
特徴	アセットシーリング(積立上限)後加重(P. 12 参照)	コリドールール リサイクル	重要性基準 組替調整

…特徴ポイント

## 日米欧の会計基準の比較②

	IFRS	米国基準	日本基準
公開草案(ED)	2010.4.29 ①即時認識の徹底 ②コリドールールの否定 ③複数事業主制度の会計処理の適用 ④長期従業員給付(繰越年休の負債計上等)	—	2010.3.18 ①即時認識 ②重要性基準残る ③組替処理 ④期間帰属(期間定額基準か給付算定方式のいずれかを選択) ⑤新たな割引率の設定方式
採否の決定	—	2011年予定	米国の1年後、2012年予定
強制適用	—	コンバージェンスの遅延によって当初の2014年から後退し、2015年または2016年の見込み	2015年または2016年の見込み
その他の特徴	—	上場企業の連結財務諸表を段階的に移行させる予定	上場企業の連結財務諸表を一斉に移行させる予定

コリドールールがIFRS公開草案ベースで否定されたことによって、日本の重要性基準が否定される方向感が指摘されています。

日本の公開草案は「即時認識」以外は基本的にこれまでのルールと同じといえます。また、期間帰属について選択肢がありますが、一度選択すると変更できない可能性があります。また、給付算定式については受託機関にて計算受託できるかどうか実務レベルの問題も残されています。

# 日本の会計基準の方向性

## 日本のプロジェクト計画

ASBJが公表しているプロジェクト計画表(日本基準)は次の通りです。(出所:ASBJホームページ「プレスリリース」より <https://www.asb.or.jp/>)

	検討項目
ステップ1 (2010年10月～12月)	期間帰属方法の検討 遅延認識の貸借対照表オンバランスへの変更 退職給付費用の各要素別表示 開示項目の充実 など
ステップ2 (2011年上期DP) (2011年下期ED)	重要性基準の検討 遅延認識の包括利益計算書上の取扱い キャッシュ・バランス・プランへの対応 など

ここで留意したいのは、「キャッシュ・バランス・プラン」です。現在、同制度は市場に連動するかたちでの給付設計を可能としたブレ(運用リスク)を抑制できるDB制度ですが、本制度(=給付建制度)の債務認識について、ポイント制度も含めて今後議論が展開される予定です。

また、現在、日本年金数理人会にて提唱されている新しいハイブリッド型制度(BR制度: Benchmark Related Plan / 運用指標連動型DB制度)等は法整備も含め、実現に向けての目処がたっていませんが、新しいハイブリッド型年金の機運が高まることも想定されます。

# 日米欧全体の会計基準の方向性

## 今後の方向

IFRS本体が米国基準を一部否定しはじめており、**米国に準拠して展開**している日本の退職給付会計は国策も絡むなかで決定されると想定されます。

即時認識については、ほぼスタンダードとなりつつあり、**初度適用時のB/S直入に対する事前対策**は必要と言えます。

日本の公開草案ベースでは遅延認識が**「組替調整」**という表現で残っていますが、IFRS本体の考え方は**即時認識というスタンス**ですので今後どのようにコンバージ(収斂)していくか注意が必要です。

また、IFRS本体では「前払年金費用」のような資産計上についてはその上限を定めています。今回の日本の公開草案では「退職給付に係る負債」と名称を変更するにとどめていますが、今後、**「前払年金費用」の資産性について議論**が再燃すると考えられます。

## 日本基準とIFRS基準の差異(考察ポイント)①

日本独自のルール、あるいは現状の日本基準(22.3.19公開草案の内容を含む)には無いIFRS独特のルールを認識し主な問題点を考察・整理します。

各内容には制約感がありますが、今後、業界や関係団体等を通じ、更に議論・整理されていくことも推察されます。

なお、本件の記載内容は方向感であり、具体的な相談は会計士等の専門家をお願いいたします。

### ▼主なポイント

#### ①退職給付信託

退職給付信託は日本独特の制度であり(ドイツにも同じような制度があります)、以前より年金資産としての是非について論じられてきました。現時点では退職給付信託そのものを全部否定する向きはありませんが、次の点について注意が必要と言えます。

・契約自体が実体の無いものとなっていないかの確認。(IFRSでは**契約の実体性**に着眼して判断されるものと推察されます。例えば経営者の恣意性が排除されているかどうかは一つのポイントになります。また、契約内容を**個別で判断**していく可能性が高いと言われています。)

・万一、時価評価できないような資産が組み込まれている場合は注意が必要です。 10

## 日本基準とIFRS基準の差異(考察ポイント)②

### ②簡便法(日本独自の計算方法)

日本の簡便法はIFRSにおける「簡便計算(IAS19第51項)」に必ず該当するとは言えません。日本の簡便法がIFRSにおける「詳細な計算の信頼し得る近似値」と言えるかどうかポイントになります。欧米では正式計算(日本で言う原則法による計算)を一度行ったうえで、補正し近似値として算出しているようなケースがあります。日本においても同様の対応が求められることも想定されます。

### ③アセットシーリング(確定給付資産の上限)

IFRSでは日本の「前払年金費用」のような上限のない資産計上は認められていません。イメージは次のようになります。

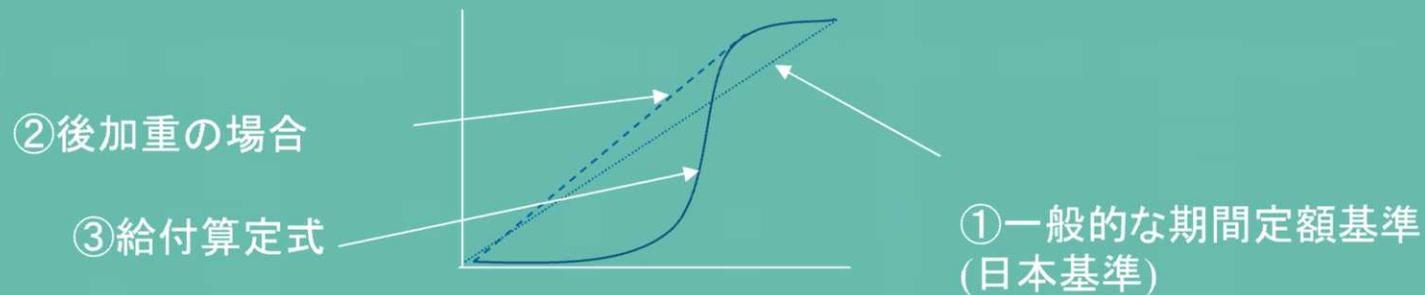
確定給付制度債務の現在価値+勤務費用現価※=給付の総現価  
※勤務費用現価=標準掛金収入現価+特別掛金収入現価+経済的便益

このため、給付の総現価を超過するような制度設計を行っている場合は、アセットシーリングの考え方に合わない可能性があります。特に、企業年金B/S上、剰余金が発生していたり予定利率を割引率未満に設定している場合などは注意しておく必要があると言えます。

## 日本基準とIFRS基準の差異(考察ポイント)③

### ④後加重

IFRSでは給付算定式(③実線)に基づく計算を行いますが、S字型カーブの凸部分が激しい場合(後加重の場合/下図カーブ)は、当該高水準の給付発生までの間は均等分割(期間定額基準)し認識する必要があるため、債務の増加要因(①ではなく②の点線)となることに注意が必要です。



## 現状考えられるIFRS主要対策(退職後給付に関して)

以上の点から考えられる現時点での主要対応項目は次の通りです。

### ①ブレが極力発生しない制度・運用の検討

(例)

キャッシュ・バランス・プラン(※P. 8に記載している今後の動向を踏まえて)  
運用のリスクマネジメント、LDIやLDAMの検討  
確定拠出年金の採用

### ②初度適用時のB/Sへの影響測定

未認識債務の認識、資本直入の影響度合の測定

### ③重要性基準が否定された場合の影響測定

割引率が引き下げとなった場合の影響度合の測定

### ④前払年金費用へのフォーカス

前払年金費用を資産計上している企業は特に注意。積立上限の観点からも予定利率の引き下げすぎにも注意が必要

### ⑤簡便法

簡便法を採用されている会社であれば、正式計算(原則法)による計算を行ったうえで、その差異の検証

## 現状考えられるIFRS主要対策(一般事項)

### ⑥その他の一般的対策・確認事項等

#### ▼【原則主義の認識】

IFRS自体の特性「**原則主義**」を理解しておくことも非常に重要です。特に退職給付に関する経営ポリシーを今のうちに明確化しておくことは、どの企業にとっても有益です。

IFRSは指針や細則の無い「**原則主義**」になります。導入する場合は会計内容を説明できる「**人材**」の手当(人事)も早期に講じておくことがポイントになります。

#### ▼【IFRSの適用是非と内容の把握】

金融庁から「**IFRSの誤解**」が公表(金融庁HPより)されているように、IFRSは全ての会社に強制適用されるものではありません。また、退職給付会計を導入している会社が強制適用されるということも想定されていません。ただ、IFRSを適用「しない」あるいは「する」という理由・正当性を明らかにし社の方針として整理しておくことは非常に重要です。

そのためにも、IFRSとはどのようなものであるか把握しておくことは大切になります。

#### ▼【システム】

IFRSを導入する場合は会計システム面(人的手当を含む)についても早めの配慮が必要になります。

---

## 【資料編 / ご参考】

## 日本基準公開草案の概要 22.3.19付公表

▼次表は概要(イメージ)です。

未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用の処理方法	<p>資本直入(初度適用のみでなく通常適用も)</p> <p>退職給付債務の不足部分(未認識の累積部分も含む)は初度適用時に「退職給付に係る負債」として認識。</p> <p>毎期発生する数理計算上の差異は資本の部その他包括利益に累積。当該累積額は組替調整(リサイクル/遅延認識)される。</p>
退職給付見込額の期間帰属方法の見直し	従来の期間定額基準に加えて「給付算定式」が定められ、いずれか一方を選択。
割引率の見直し	<p>退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用する。(イールド化)</p> <p>実務上は給付見込期間及び給付期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用できる。</p>
注記事項	注記事項の詳細化
名称の変更	退職給付引当金⇒退職給付に係る負債、前払年金費用⇒退職給付に係る資産、過去勤務債務⇒過去勤務費用、期待運用収益率⇒長期期待運用収益率
退職給付見込額の算定	予想昇給率(予想される昇給を含む)
その他	重要性基準についての言及無し。

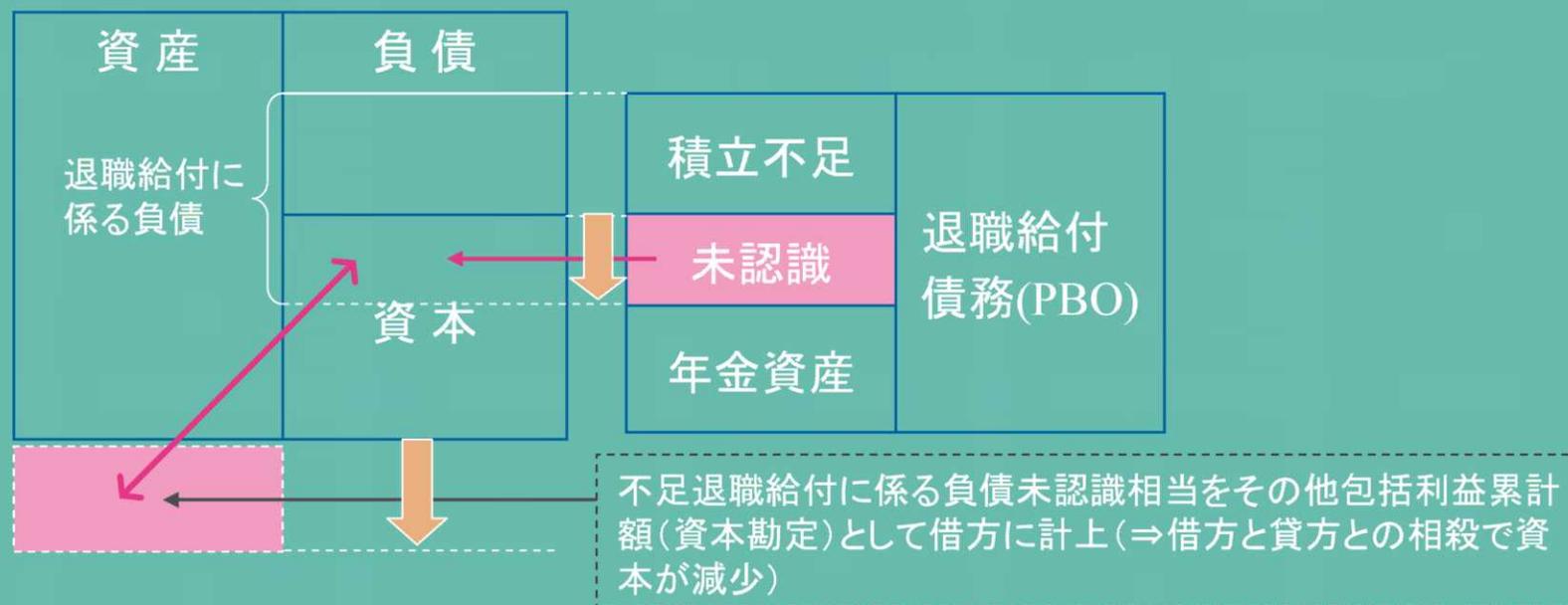
# 日本基準公開草案より 即時認識について①

## ▼即時認識について

＜未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用の処理方法＞

未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用は「資本直入」となっています。したがって公開草案に基づく新会計基準の導入初年度(以下「適用初年度」といいます。)においては、企業のバランスシート(B/S)に影響が出てまいります。

(イメージ図)



## 日本基準公開草案より 即時認識について②

---

### ▼即時認識について

また、通常適用(適用初年度以降)においても、每期発生する未認識数理計算上の差異が資本に影響を与えます。

退職給付債務の不足部分(未認識部分の累積も含む)が適用初年度に、「退職給付に係る負債」として認識され、每期発生する未認識数理計算上の差異が資本の部のその他包括利益に累積されます。

累積された「その他の包括利益累計額」は、費用処理する際に、組替調整(複数年度による費用処理、いわゆるリサイクル)されます。(費用処理方法はIASBの動向を踏まえて検討されることになっています)。

## IFRS公開草案の概要 22.4.29付公表

▼次表は主要項目の抜粋・かつ概要(イメージ)です。

コリドーの廃止	確定給付債務及び制度資産の価値の変動額を発生した時に認識。
過去勤務費用	同上。勤務費用の一部としてP/L即時認識。
区分表示	確定給付資産(債務)の変動を次のように区分し包括利益計算書で認識するため、数理計算上の差異全額を当期損益として計上できるルールは廃止。 <ul style="list-style-type: none"><li>・勤務費用⇒純損益認識</li><li>・利息収益・費用の純額⇒純損益認識</li><li>・確定給付資産・債務の再測定の影響⇒OCI認識</li></ul>
複数事業主制度	確定給付制度の会計処理の適用除外とせず。
割引率	優良社債等の利回りを参照する。 期待収益を損益として認識しない。
再測定	再測定(次項目)の影響はOCIにて即時認識(直ちに利益剰余金に振り替え)、リサイクルは不可。 <ul style="list-style-type: none"><li>・数理計算上差異</li><li>・資産上限により受ける影響の全額 など</li></ul>
その他	退職後給付以外の項目 <ul style="list-style-type: none"><li>・長期従業員給付(退職後給付からの呼称変更)</li><li>・短期従業員給付と長期従業員給付の定義改訂</li></ul>

## 最後に

IFRS導入により会計基準(見方)は変化いたしますが、企業の実体は何ら変わることはありません。今後もIFRSについては更にコンバージェンスが進んでいくと思われませんが、IFRSの下での企業年金を考えるにあたっては「企業の経営理念」(退職給付に関する考え方、ひいては「人」に対する会社の考え方)を明確にしておくこと、また、それにあたって労使のコミュニケーションを事前に図っておくことが最も大切であると「りそな」は考えています。

IFRSが導入されている本拠地英国でも、企業年金制度はDBかDCのいずれかを採用しているのが通例であり、日本のようにDBとDC双方を導入している例は稀です。このように制度が並存可能ということがハイブリッドであるとも考えられ、日本の年金制度は欧米諸国に遅れをとっているということはありません。ただし、会計面においては英米では清々と対応してきたのに対し、日本は会計ビツクバン以降、逆に「現場」と「会計」が乖離しているとも考えられ、その点注意が必要です。

情報に振り回されることなく、今後も、足元を見据えた実務的な基準が日本基準として認定され、日本の企業年金制度が着実に日本の社会保障制度としての大枠の中で活かされ、「人」に対するモチベーションの機能として今後も発展していくことを願っています。

りそな企業年金研究所